# 平成30年度

# 茅野市議会総務環境委員会研修視察報告書

(総務環境委員会 特定事件継続調査報告書)

- ➤ 研修期日 平成30年10月30日(火)、31日(水)
- ▶ 調査対象
  - ▲ 三重県志摩市

「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」について

▲ 三重県伊勢市

「伊勢市シティプロモーション推進計画」の取組について

> 参加委員

委員長北沢 千登勢副委員長松山 孝志委員小松 一平委員伊藤 勝委員樋口 敏之委員両角 昌英

▶ 市随行者

企画部長 加賀美 積 議会事務局係長 北澤 正

# 三重県志摩市

#### 

「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する 条例」について

#### ▲ 調査対応者

志摩市議会議長 中村 和晃 志摩市議会事務局議事課長 久保 秀一 志摩市議会事務局議事課総務政策係長 澤村かおり 志摩市環境課長 平井 正 志摩市環境課課長補佐兼環境保全係長 阪本 覚 志摩市環境課生活衛生係長 森田 豊人

### ዹ 調査期日

平成30年10月30日 午後1時15分~午後3時40分

## ▲ 志摩市の概要

人口: 51,859人 世帯数: 22,736世帯

行政面積: 178.95km²

#### 

平成29年7月1日に施行された「志摩市における再生可能エネルギー発電設備の設置と自然環境等の保全との調和に関する条例」について調査研究を行い、今後茅野市が制定する再生可能エネルギー条例の参考にする。

## ▲ 調査内容

#### 【説明概要】

#### 1)条例制定の経緯

①「電気事業者による再生可能エネルギ

一電気の調達に関する特別措置法」(以下再エネ特措法という)が成立して以来、2012 年頃から太陽光発電設備が増える。

② 2014年から大規模発電設備が急増。山林伐採や土地の造成が進む。住民への説明がないま



ま着工されトラブルが相次ぐ。水産業や農業、住民生活への影響が懸念される事態に陥る。

- ③ 2015年から市民からの苦情やトラブルが増加。
- ④ 2015年6月に「G7伊勢志摩サミット」開催地に決定。官民一体となって環境整備に取り組む。市民の景観保護・環境整備に対する意識が高まり、市民団体の活動が活発化する。
- ⑤ 2016年3月、議会一般質問で太陽光発電の問題が議論される。市長は「太陽光発電設備による自然破壊や諸問題を研究する。」と答弁し、条例制定に向けて研究が始まる。
- ⑥ 2016年12月、市民団体から「伊勢志摩国立公園の景観保全と太陽光発電所設置規制条例制定を求める請願書」が提出され、志摩市議会全会一致で採択される。
- ⑦ 2017年6月、議会に条例が上程され可決。7月1日から施行。 《参考》2017年3月に出された「的矢湾に計画中のメガソーラーの建設中止に向けた取組を求める請願書」は不採択となった。



# 2) 条例の特色

- ①市全域が伊勢志摩国立公園に指定されているため、志摩市自然環境保護審議会は賛成多数で市全域を「事業抑制区域」に指定した。
- ②市全域を「事業抑制区域」に指定したことで、志摩市には太陽光発電設備はそぐわないという市の方針を明確にした。
- ③再エネ特措法や憲法に抵触しない範囲での条例としたため、「許可」や「同意」等を 求めることはできないと判断し、「事業抑制依頼」にとどめた。
- ④市は、事業者が事業を計画していると知ったときは、事業の実施の抑制(中止)を依頼することができる。
- ⑤事業抑制依頼書を受けても事業を中止しない場合、事業者は市との調整や関係書類の提出、 さらに認定を受ける前に住民説明会を開催する等、事務手続きを煩雑にしている。
- ⑥撤去及び処分に係る積立金は、事業者が行うことであり強制できないため、条例では積立

金の準備状況を毎年報告することを義務付けた。

#### 3)条例の成果と課題

#### ▶ 成果

- 市民の環境保全に対する意識が醸成され、豊かな自然環境を守ろうと市民活動が活発になった。
- 「持続可能な開発目標 (SDGs[エス・ディー・ジーズ])」が国連サミットで採択され、2018 年から内閣府が開始した制度「SDGs 未来都市」に選定された。
- 市との調整や事務手続きの煩雑さによって、事業を取りやめる事業者が一定程度あると推測される。

#### ▶ 課題

・ 「事業抑制依頼」によって事業を中止した件数は少ない。

	平成29年度(7月~)	平成30年度 (10月末まで)
抑制依頼	13件	6件
市からの依頼で事業中止	1件	0件
事業者側の事情で中止	4件	0件

特に市外事業者への条例周知の必要性。

条例があることを知らない、または条例を確認することなく経産大臣の認可を受けてしまっている。市に相談に来た時点ですでに事業が進められていて、条例で抑制でき

ない状況になっている。

# 《改善策》

中部電力との連携強化と、 市に農地転用、山林の伐採 届時に、志摩市には条例が あることを周知する。

太陽光発電設備が計画されている場所



## 4) 小規模な太陽光発電設備の設置に特化したガイドラインの策定

条例の適用が除外される小規模な発電設備(面積が 1,000 ㎡以下または発電出力が 50kw 以下)が増えたため、周辺への一定の配慮を求めるガイドラインを策定。

- 道路及び住宅等から見た場合、景観を阻害しないよう植栽やフェンスで目隠し。
- パネルを後退させて設置するなど、配置に配慮するよう求める。

#### **↓** 【質疑応答】

Q:茅野市も条例を策定しようとしている、良いものを作りたい。茅野市の場合トラブルの原因は、農地(白地)に小規模(50kw)な施設を作る事で発生している。なぜ小規模施設を対象とした条例化はしなかったのか。また同意を得ると言う事を条例に盛り込まなかったのか。

A: 志摩市の場合は小規模を対象とするのではなく大規模を考えて作った条例である。同意は難しいという判断をした。最終的には首長の判断だと思う。50kw未満を対象とすると収拾がつかなくなると思う(事務処理がしきれない)。対応が出来ない。1000㎡以上を対象としないと無理。高崎市は許可制である。

Q:条例では禁止は出来ないと思う。手続きの煩雑さが抑制につながると思うが。

A:複雑にすることで事業者は対応が出来なくなる。(そこを狙って条例化した)

Q:住民の事が2点書いてある。説明会を開けばよいと言う事なのか。

A:事業者にはキチンとした説明をしてもらいたい。同意を得る事ではなく。対話をすることが 大事であると考えた。

Q:条例化は議会の一般質問から端を発したと思うが、住民の反応はどうなのか。

A: メガソーラーには反対という声は多かった。小規模については耕作放棄地を持っている方からは歓迎(小規模を対象としていない)。事業者が管理してくれるので希望者は多いと思う。 メガソーラーは都会の業者、小規模は地元の事業者。

Q:条例の中に禁止を求める声があったと思うが、入れない事にどう理解してもらったか。

A:個人の財産権と法律を犯してまで条例は作れない事を理解してもらうしかなかった。 首長の判断で高崎市は許可を入れた、訴えられると負けると思う。

副市長を筆頭に条例を作成した。

Q:申請が煩雑になる事で申請は減ったか。

A: 問い合わせに来る数は減ってない 。まだまだ増えると事業者言っ ている。

> 事業者は税対策もあると言って いる。

国立公園の特別地域だと許可が 下りない。普通地域では20年た てば撤去しなければならない。 民有地が9割。大規模が減る分 小規模は増えると思う。



Q:議会では、全会一致で決議された変遷を教えて欲しい。

A: 国道沿線で大規模な設置がありきっかけとなった。議会は大規模には反対である。 伊勢志摩サミットがきっかけとなった。また、インバウンドの推進内の中、大規模太陽光発 電は必要かの議論があった。 Q: 志摩市さんは条例、ガイドラインを作ったが、小規模なものはまだまだ増えるという中で、 今後は厳しいものを作る考えはあるか。

A: 条例を制定した当初は、国の動きはなかった。その後国は環境影響評価をしなければならないという検討も始まっている。そういう所から今は静観状態かと思う。今は検討していない。

Q:自然災害の観点から何か影響が出て指導している事はあるか。

A: 2点あった。泥水が出た。農地に土砂が出たと言う事で指導はしたが大きなものはない。

Q:山を伐採したとかで調整池が対応できているとかで指導したことはあるか。

A:県の条例に準じての指導はある。

Q:施設に対する固定資産税はどの様に課税されているか。

A: 宅地並み課税の3割。雑種地より高い。

Q:近隣市との連携は出来ているのか。

A:伊勢市、鳥羽市、南伊勢町、志摩市が一つのまとまりである。条例が出来たことは他市町へは伝えている。伊勢市は太陽光に関する苦情は無い。

Q:2度、住民説明会を開催することとしているが、計画の変更がない場合、2度目は必要ない と考えるがいかがか。

A:2度目は、具体的な、工事日程、工程などを説明することを想定している。

Q:第6条第2項で、環境等への影響と対策を記入した書類を提出させているが、補正する審査 基準があるか。

A:審査基準は設けていない。そこを業者に考えてもらうこととしている。

#### ▲ 茅野市での展開の可能性と所感

茅野市は、10kw 以上の太陽光発電設備を対象に、住民説明会の開催や自然環境及び景観への 配慮を求めたガイドラインを設けているが、強制力がなく抑止効果もないのが現状である。農家 の高齢化や担い手不足を背景に、太陽光発電事業が普及し、近隣住民と事業者の間で深刻なトラ ブルになるケースが相次いでいる。

志摩市は、多くの山林が共有山の茅野市と異なり、山林の大部分は個人所有という特徴がある。 また、志摩市は、市全域を「事業抑制区域」に指定することで、太陽光発電事業に対する市の基本的な姿勢は示しているが、条例によって一定の抑止力は期待できるものの、過度な開発に歯止めがかかっているかは不透明である。

条例制定を要望する声を受けて、茅野市長は「2019年9月に条例を提出したい。」との意向を示したが、効力を発揮できる条例にするために何を盛り込むべきなのか、条例の中身については今後慎重かつ十分な検討が必要である。

○改正F I T法では、国は「事業計画認定」の条件として自治体条例を遵守することとしている。 茅野市は環境基本計画の中で、「再生可能エネルギー設備の導入を進める」と明記しているため、 太陽光発電設備の設置にブレーキをかける条例にすることは難しい。

事業者と住民の深刻なトラブルを極力回避するよう、近隣住民に対する配慮と適切な措置を講じた設備を求める条例になると考える。

○条例の目的は理解出来た。市内の設置に係わるエリア分けは茅野市でも先ず必要ではないかと考える。

茅野市でも中小規模の設置業者が多く有ると聞く。早期の条例化が必要と考える。

- ○市内全域が国立公園指定されている志摩市と茅野市では背景が異なる。人類が管理しきれない原発を削減するために国を挙げて推進している再工ネ特措法によるソーラー発電に対し、事務処理の煩雑化による抑制手段は市の施策として好ましいと思わない。基本条例のような理念条例はなじまないと考える。生活環境保全条例の改正によって秩序あるメガソーラー事業にコントロールすることも検討すべき。
  - ・市外の大手もいるが市民も発電事業者であり、建設業界への影響も配慮すべき。
  - ・事業抑制依頼ではなく許可、規制とした高崎市などの考え方も勉強し、憲法第29条の財産権 や民法との整合性などについて整理しておく必要がある。
- ○委員会として初めて太陽光発電施設の条例を制定してある市に視察に行ったことは意義があったと感じる。

志摩市の自然環境に太陽光発電施設はそぐわないという明確な意思表示を示したことは一定の評価はできるが、現状志摩市で問題になっている太陽光発電施設の規制に対し、条文では「事業に対し抑制を依頼することができる」とあり、若干弱腰という感は否めない。

また小規模な施設に対しては、ここでやっとガイドラインを定めたということであるが、それ以前は何件建設されているか把握できていない状態であった。

当市では折角の条例制定なので、他市から行政視察に来るような魂の入ったものにして欲しい。

○茅野市においては志摩市のような大規模ソーラー発電開発はないが、小規模ソーラーが問題になっている。個人の財産権もあるが、遊休農地や山林に対しての設置には、ソーラー事業の魅力(メリット)が無くなるようなハードルの高い条例が必要になる。

もっと家庭や企業商店また公共施設の屋根貸での普及を促進する PR も必要になるのか。

規制強化については、国に対し地方のソーラー発電所設置場所は山林、遊休農地が大多数である。 このことにより自然破壊や災害・景観破壊などの問題が噴出している。国の再生可能エネルギー 活用計画は都市部に対しては聞こえが良い施策ではあるが、地方においての山林、遊休農地対策 を含む対策が示されていないのが問題である。地方においての再生可能エネルギー法の問題点や 現状を、地元選出国会議員を通じて陳情を上げ、国としての指針を早急に打ち出すよう陳情活動をしなければ根本的な解決は出来ない。

○平成26年度頃より太陽光発電設備の建設が急増してきたところで平成27年の伊勢志摩サミットが開かれた。それを契機に市民の間で環境問題に対する関心が高まった。

- ・平成28年の議会一般質問を経て条例の検討を始め、平成29年7月に施行された。
- ・条例制定については市民に早い段階から説明をしてきたため反対者はいなかった。
- ・条例制定前は三重県のガイドラインで対応してきた。
- ・条例制定により手続きが大変煩雑になったため建設抑制に効果があった。
- ・条例制定後大規模な太陽光発電設備の申請はないが、小規模の太陽光発電設備の計画は
- ・出ているため今後の課題である。
- ・茅野市でも条例制定の検討が必要である。

# 三重県伊勢市

#### 

「伊勢市シティプロモーション推進計画」の取組について

## ▲ 調査対応者

伊勢市議会事務局調査係長 山口徹 伊勢市議会事務局調査係 野村 格也 伊勢市企画調整課課長補佐兼企画調整係長 竹澤 正浩 企画調査課主査 古川 貴俊

# ♣ 調査期日

平成30年10月31日 午前9時50分~午前11時20分

# 

人口: 127,972人 世帯数: 54,263世帯

行政面積: 208.35㎞

#### ♣ 調査目的

2015年から始まっている、「伊勢市シティプロモーション推進計画」の作成の手段、今後の取組、推進計画について調査研究をし、今後茅野市が策定するシティプロモーションの策定の参考とする。



# ➡ 調査内容

伊勢市のシティプロモーションの立ち上げから今日までの方法と状況について調査。

# 【説明概要】

1. シ	1. シティプロモーション推進計画策定の手段について			
	ング調査の実施	★ヒアリング調査の結果のまとめ		
時期	平成27年10月14日から16日	①伊勢市とはいかなるまちか		
実施	・伊勢旅館組合・二見町旅館組合	⇒商業・観光・生活等のバランス		
団体	・伊勢おはらい町会議・うましくに伊勢シェ	の上に成り立つ心地よいまち		
	フクラブ・伊勢市国際交流協会等 10 団体	⇒統一感の欠如・神宮のみしか		
設問	(1)伊勢市のいいところは	ないまち		
	(2)伊勢市のどういう所を知って欲しいか	②伊勢市のいいところ		
	(3)5年、10年後どんな伊勢市に	⇒ものではなく「人」や「空気冠」		
	(4)理想の伊勢市には何が課題か	③観光客、参拝客の捉え方		
	(5)伊勢志摩サミットの折、重視する伊勢市 →入込総数は定常状態、			
	のPRは	➡市内回遊、ゲスト・ホストの		
		交流、関係性作りに深化を		
		④伊勢市の課題		
		⇒横(オール伊勢)の連携と縦		
		(世代間) の連携		
★市内ア	ンケート調査の実施	★アンケート調査の結果のまとめ		
時期	平成27年10月9日から23日	[市外の方に知られていない魅力]		
調査	・市民・市内事業所・市内大学の学生・市内	• 朝熊岳金剛證寺		
対象	全高校、全中学校の生徒	• 神宮徴古館、農業館		
調査	郵送: 市民・事業所	・さめのたれ		
方法	校内実施: 学生・生徒	・蓮台寺柿		
主な	(1)伊勢市への誇り	・朝熊小菜		
設問	(2)伊勢市のイメージ			
	(3) 伊勢市の地域資源の評価			
	(4) 広報活動への参加意欲			
	など	[市内の方が気づいていない魅力]		
★市外ア	アンケート調査の実施	・外宮参道		
時期	平成27年10月27日から11月2日	・二見浦		
調査	首都圏、関西圏、中京圏の各世代の男女	<ul><li>・絆の森</li></ul>		
対象		・二見シーパラダイス		
調査	インターネット(スクリーニング調査及び本			
方法	調査)			

主な	(1)伊勢市への誇り	
設問	(2)伊勢市のイメージ	
	(3)伊勢市の地域資源の評価	
	(4) 広報活動への参加意欲	
	など	
★ワーク	ショップの実施	★ワークショップのまとめ
実施	平成 28 年 1 月 20 日	[場所・産品・祭り&イベント・食
参加者	市内団体、大学生、市役所若手職員等26名	&グルメについて]
目的	(1)伊勢市の地域資源の整理(再確認)と	①伊勢の外から来た人には言葉で説
	発掘、興味深いストーリーや体験の共有	明してもらわなければ、その面白
	(2)伊勢市の様々な魅力を基礎に、策定を	さが分からないことがある。
	検討していた『伊勢市』・『伊勢』のロゴ	②注連縄を一年中飾っている、小さ
	文字について、イメージ・雰囲気の方向	い頃から伊勢うどん食べて育つ等
	性をつける	外から来た人には伊勢の普段の生
		活模様が面白いと感じるので、物
		語にして伝えていくと良い。
		[ロゴ文字について]
		①筆文字とする視点や図柄と組み合
		わせる視点が複数

2. 今後のプロモーションについて	
★観光振興・誘客の取組	★伊勢への誇りと愛着を高める取組
①日本を理解し、伊勢を理解してもらう	①地域の魅力あるストーリーの可視化
②様々な人が楽しめるまち	②地域の方に参画をいただくための連携
③訪れる人が満足のできるまち	
④住む人も満足ができるまち	
⑤観光を通じて経済的効果を高める	

3. 伊勢ブランドについて		
★ブランド化のための取組	★内容	
【伊勢市商談会等出展支援事業補助金】	市内の中小企業者及び中小企業団体等が販路	
	拡大や新規需要開拓のため、商談会や見本市	
	等に出展する場合の出展料の一部補助	

【伊勢市農産物ブランド化推進事業補助金】	市内の農産物6品目(・青ねぎ・いちご・	
	トマト・かぼちゃ・蓮台寺柿・横輪いも)を	
	ブランド化推進品目とし、生産量の増加、品	
	質の向上、消費拡大等の取組を補助	
【販促等 PR 活動】	全国各地の物産展、東京の三重テラス等にお	
	ける販売、PR活動により認知度、ブランド	
	力を高める	

4. 後継者を支援する制度の構築について	
★支援分野	★取組内容
【農林分野】	・JA 伊勢の子会社あぐりん伊勢と連携した 支援
	・伊勢のいちご産地強化事業
【伝統工芸分野】	· 伝統工芸品等再生支援事業補助金
	・産業振興の拠点『伊勢市産業支援センタ』

5. 交流人口の増加と定住人口の増加について		
★シティプロモーション	★結果	
・地域資源の再発見		
Ū.	《 内に 》	《 外に 》
<b>\</b>	市への誇り愛着を高	市への関心を
・発掘 & 磨き上げ	める	高める
<b>₽</b>	₽	
・市内 & 国内外に発信	・交流人口と定住人口の増加に寄与	

6. イベント後の観光客数の推移	
★年度	★観光客数
<ul><li>・平成 5年(第61回式年遷宮)</li></ul>	・838 万人
	〈この間、550 万人~880 万人で推移〉
<ul><li>・平成25年(第62回式年遷宮)</li></ul>	・1420 万人
・平成27年	・838 万人
	〈以後、900万人弱で推移〉

# 7. キャッチコピー、ロゴタイプについて

★平成28年にワークショップ、選考会を経て下記に決定



# 8. 市民の皆さんの反応について

★多様な情報発信のひとつとして、伊勢市に伝わる民話の紙芝居の作成



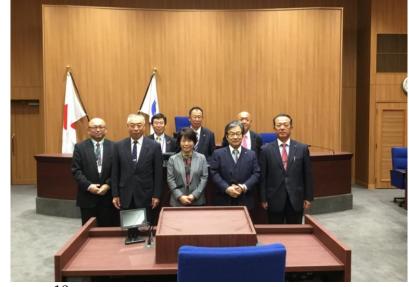


9. シティプロモーションの効果について		
★指標	★目標/H29 年度	★実績/H29 年度
・取組に対する市民の認知度	3 5%	1 1%
・各種メディアで取り上げられた件数	10件	目標以上
・地域ブランド調査での魅力度順位	20位	3 2位



#### 【質疑応答】

- Q:ブランド化、後継者育成制度の再生支援事業補助金、後継者支援事業などの補助金は企画調整課が所管課になるのか。
- A:シティプロモーションの計画推進については企画調整課になる、市役所全体で取り組む意識付けとして補助金については関係課で予算化している。
- Q:そういった中でどういった連携をとっているか。
- A: 今後の方向性を表明し、それに従ってそれぞれの施策を考える。また総合計画の流れの中で 事業を組んでいく。予算の中でも整合性を取る様にしている。
- Q:広域でのシティプロモーションの取り組みはあるのか。
- A: 広域連携での考えはある。一つには定住自立県構想の中である南部地域を周遊してもらう取り組みをしている。伊勢神宮さんの関連するお宮さん(南部地域)などの繋がりも持っている。近隣市町村と取り組んでいる。
- Q:観光客の受け入れ態勢(宿泊施設など)について
- A:伊勢志摩観光コンベンションで、伊勢志摩全体で受け入れるように連携をとっている。
- Q:シティプロモーション、観光、伊勢市を売って行く中で産業界との連携は。 連携は取っている。商工会議所、観光協会などと。市役所だけでは取組めない。協力をいた だいている。
- Q:観光パンフレットに見えるがこれはシティプロモーションを売って行く中で生まれたモノなのか。
- A: 観光パンフレットであるが、シティプロモーションを売っていく中で推進計画がある中で自然に出てきた。
- Q:伊勢市さんは数年前に合併したが、さらに周辺市町村を巻き込んでの取組について。
- A:神宮さんの存在が大きい、歴史や文化で近隣市町が繋がっている事が根底にある。
- Q:伊勢市のシティプロモーションは内部(役所)を高める、また市民がそれに対して誇りを持てる事に何かあったか。
- A: 伊勢市全体として市民の方を考えて行かなければならない。また伊勢市を大事に思う心を外へ売っていきたい。
- Q: 伊勢市のシティプロモーション に対する職員の意識はどうか。
- A: 庁内で研修会を実施しているが 末端までなかなか浸透していな い。
- Q:シティプロモーション推進委員 は動いているか。
- A:組織自体は解散しているが、意 識は共有している。
- Q:シティプロモーションはまちを



売っていく一つの手段だと思うが、推進している中で難しい事は何か。

A:市民の方の認知度に課題がある。市民の方と一緒に動いていかないとダメである。シティプロモーションという言葉が難しいかもしれない。しかし日頃行っている観光案内もシティプロモーションの一つだと思う。

#### ➡ 茅野市での展開の可能性と所感

- ◎伊勢市ではシティプロモーション策定に当たり、ヒアリング調査・懇談会・市内及び市外アンケート調査・ワークショップと実施してきている。それでも市民へのシティプロモーション取組に対する認知度はH29年度時で11%と決して高いとは思えない。
- ◎茅野市でも同様と思えるが、様々な層(年代・居住年数・出身地等)からの抽出により茅野市の 魅力に繋がる場所や物等のアンケート調査をして見たら如何か。
- ◎観光地としての茅野市を表す全体像の冊子が有っても良いのでは。
- ○「まんなかに愛のあるまち CHINO」

「I」は人・私・愛。なかなか素敵なブランドフレーズだと感じた。

- ⇒シビックプライド(まちの誇り)を醸成し、自分「I」が情報発信者となり口コミによる情報拡散を図る。
- ➡他地域が真似できない、誰もやったことがない「愛」ある取り組みなどを行い、常に話題を提供しマスコミに注目を集める仕掛けを作る。
  - このシティプロモーションを展開するために、
  - ①部署の垣根を越えて積極的、精力的にプロモーションすること。
  - ②市民や団体を上手に巻き込むこと。
  - ③あまり「愛」という文字にとらわれ過ぎないこと。
- ○伊勢神宮という一流のブランドを既に持っている伊勢市がシティプロモーションによりリピーターの増加、客単価の上昇、顧客満足度の向上、外国人観光客の増加を次なる目標としている。現状に溺れまいとする姿に感心。
- ○先行している伊勢市も市民への理解と浸透が低い状況であり、当市においても、行政と市民が 一丸となって総合戦略(人口減少対策)に取組むためのシティプロモーションであるので、 横文字(カタカナ、戦略)を減らし、より市民にも解り易い計画や取り組みが必要と考える。
- ○伊勢市と言えば伊勢神宮。誰でも知っているし何回も訪れた人は数知れずいるだろう。これほどの市でも生き残りをかけて市を売っていく策を講じている。驚きに値する。伊勢神宮にはお参りはするか、その他の施設に訪れたことは、あるいは宿泊したことはあるかと考えると、シティプロモーションに力を入れることには理解できる。 話を聞いた中では考え方や熱意は伝わってきたが、市全体の意識にはつながっていない気がした。

当市でも積極的に内外にシティプロモーションを行うことになると思うが、庁内の一部だけではなく全庁的な取り組み、または全市的な取り組みに期待したい。あとは受け入れ態勢も重要になると思う。折角訪れたががっかりでは2倍の反動になる。

○茅野市と伊勢市のシティプロモーションの違いは、認知度は低いものの市民を巻き込んでいる 事と、伊勢神宮を核とした観光施策に対しても連携し進めている事である。市を売っていく 事は両市とも考え方は同じと思われる。

茅野市においては、観光まちづくり推進機構との連携をどのようにしていくのか、市民をどのように巻き込んでいくのかが課題である。また、庁内各部署での対外的な行事、取り組みに対してもシティプロモーションがどう関わっていくのかがこれからの課題である

- ○伊勢市の観光客の動向は伊勢神宮の式年遷宮とともに増加してきているが、他の観光地や産業 の良さが認識されていない。
  - ・シティプロモーションを進めることで伊勢市全体のイメージアップにつなげていきたい。
  - ・有名観光地の知名度が必ずしも市全体の知名度につながっていない。
  - ・シティプロモーションを進めるためには市民の認知度をあげて市民総参加で取り組むこと が必要だと感じた。